平成29年第8回本部町議会定例会会議録											
招 集 年 月 日 平成29年12月12日											
		本部町議会議場 開議 平成29年12月15日 午前10時00分									
開閉会日 及び宣	時 	開議									
※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。 出 席 14 名 欠 席 0 名 欠 員 0 名											
議席番号	氏	<u></u> 名	出席	-	議席番号	J	氏		-		
1	真部	卓 也	出	1	9	具	志堅		<u></u> 勉		 出
2	崎 浜	秀昭	"	1	10	座		栄	純		"
3	比 嘉	由具	"		11	松	Щ	秀	清		JJ.
5	小橋川	健	健 "		12	喜	納	政	樹		<i>II</i>
6	伊良波	勤		1	13	宮	城	達	彦		"
7	具志堅	正英	"	1	14	崎	浜	秀	進		<i>II</i>
8	仲宗根	須磨子	//	1	15	石	Щ	博	己		"
※ 会議録署名議員											
10番 座間味 栄 純					11番	松	Ш	秀	清		
※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。											
町	長	高 良	文 な	隹	副町	Ţ	長	4	^Z 良	武	康
教育	長	仲宗根	清 _		会計管理者	兼会計課	是是	Т	二 間	辰	巳
総 務 課	長	仲宗根	<u> </u>	章	企 画 政	策課	長	多	そ 里	孝	夫
住 民 課	長	平安山	良信	Ē	町 税 対	策 課	長	乍	中榮眞		修
福 祉 課	長	松本	<u> </u>	拉	保険予	防 課	長	II.	新 原		誠
建設課	長	屋富祖	良	美	産業振	興 課	長	月	野波	盛	=
公 営 企 業	課長	宮城	Æ	也	教育委員会	事務局	長	Т	二原	正	史
商工観光	課長	新里	一 万	戈							
※ 本会議に職務のため出席した者											
事 務 局	長	宮城	俊	建	主		事	乍	中宗根		農

議 事 日 程

12月15日 (金) 4日目

議案番号	件	名
議案第65号	土地改良事業計画の概要について	(議案説明・審議・採決)
議案第66号	あらたに生じた土地の確認について	(議案説明・審議・採決)
議案第67号	字の区域の変更について	(議案説明・審議・採決)
議案第68号	本部町税条例の一部を改正する条例の制	定について (議案説明・審議・採決)
議案第69号	職員の給与に関する条例の一部を改正す	る条例の制定について (議案説明・審議・採決)
議案第70号	平成29年度本部町一般会計補正予算につ	いて(議案説明・審議・採決)
議案第71号	平成29年度本部町国民健康保険特別会計	補正予算について (議案説明・審議・採決)
議案第72号	平成29年度本部町水道事業会計補正予算	について (議案説明・審議・採決)
議案第73号	工事請負契約の締結について	(議案説明・審議・採決)
意見書第2号	在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故	に関する意見書 (議案説明・審議・採決)
決議第7号	在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故	に関する抗議決議 (議案説明・審議・採決)
決議第8号	ルールを守る安全運転と飲酒運転根絶宣	言決議 (議案説明・審議・採決)
	議案第65号 議案第67号 議案第67号 第69号 第70号 第71号 第72号 決議 第73号 決議	議案第65号 土地改良事業計画の概要について 議案第66号 あらたに生じた土地の確認について 議案第67号 字の区域の変更について 議案第68号 本部町税条例の一部を改正する条例の制 議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正す 議案第70号 平成29年度本部町一般会計補正予算につ 議案第71号 平成29年度本部町国民健康保険特別会計 議案第72号 平成29年度本部町水道事業会計補正予算 議案第73号 工事請負契約の締結について 意見書第2号 在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故 ルールを守る安全運転と飲酒運転根絶宣

日程番号	議案番号	件名
13	決議第9号	議員派遣の件 (採 決)
14	意見書第3号	米軍CH53E大型輸送ヘリからの窓落下事故に関する意見書 (議案説明・審議・採決)
15	決議第10号	米軍CH53E大型輸送ヘリからの窓落下事故に関する抗議決議 (議案説明・審議・採決)

O 議長 石川博己 本日の会議を開きます。

開 議 (午前10時00分)

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりでございます。

日程第1. 議案第65号 土地改良事業計画の概要についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 議案第65号の説明をいたします。

初めに、初日にお配りしました議案第65号の参考資料ということで、航空写真と伊豆味クカルビ地区の現況ということで、A3カラーで2枚お配りしておりますが、これのほうから先に説明したいと思います。場所ですが、伊豆味のクカルビ地区を今回土地改良法に基づく事業整備を行いたいと思いまして、伊豆味小学校よりも手前、仲宗根青果がございますが、そこから左に入っていった北の方向に向かっていって、約2キロぐらい入っていったところの地区ですが、場所としては赤い印で囲んだ地区が伊豆味クカルビ地区でございます。もう1枚、カラー写真でA3のほうで示しておりますが、現況といたしまして、伊豆味クカルビ地区の農道横の排水路、水路が大分長い年月、台風や大雨などによって排水路が大分傷んでおります。写真で大体おわかりかと思いますが、4番の写真などは大人の背丈ほどの間知ブロックの基礎部分がえぐれて、大分中の基礎が浮いている状態と、裏の裏込め材が流出している状態になっております。あと場所場所の写真をつけておりますが、大分やはり洗掘、台風とかの大水で洗掘されたり、土砂が流出しているような状況でございます。現況としては、今こういう形になっております。

それで議案の1枚めくりまして、平成30年度新規採択希望の工事概要、事業概要について説明いたします。平成30年度新規採択希望、団体営ため池等整備事業、伊豆味クカルビ地区の概要。予算としては沖縄振興公共投資交付金(農地防災事業)を活用いたします。事業の概要、伊豆味クカルビ地区は今帰仁村との境界にある地区で、山沿いの斜面を活用し、柑橘類の栽培が盛んな地域である。本地区は県営一般農道親名地区の中央区間に位置し、下流側は県営ため池等整備事業により土砂崩壊防止工事が行われている。しかし本地区は、現況地形を利用した排水路沿いが浸食を受け、農道の洗掘やのり面崩壊が発生している。付近にはみかん園や商業施設、さらには宅地もあり、また基幹的農道としての機能が維持できない場合の影響は非常に大きい。そこで本事業では、災害防止を目的とし、排水路整備とのり面保護を行う。事業主体が本部町。受益面積が15.1~クタール。下の図の黄色の部分で示した範囲が受益面積となっております。受益戸数が7戸。主要工事といたしまして、護岸工、延長が970メートル。事業費、1億8,300万円、負担区分、国80%、県11%、町9%。工事期間、平成30年度から平成34年度の5年間を予定しております。

それから次のページのほうには、事業計画の概要書をつけております。細かいところは説明を割愛させていただきますが、概要書のほうで1ページ、2ページ、3ページ、4ページ、5ページ。6ページのほうをお願いします。環境に配慮するという基本方針のほうを説明いたします。6ページの2番、中段のほうに、環境保全の基本方針の中段で、農用地の保全は国土保全、水源

の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成といった多面的機能の維持にもつながる。今後も肥 沃な表土の流出防止、海域への赤土等流出防止、豪雨や台風などの自然災害による土砂崩壊等の 防止、さらに耕作放棄地の解消など、農用地等の保全に努めると。それと下の3番の地域の農業 農村整備事業における環境への対応方策ということで、②環境に配慮した土地改良施設整備とい うことで説明書き、下のほうで、生物の多様性を維持しつつ、緑や生物の回廊などを考慮すると いうことで、自然環境にも配慮した工法、できるだけ影響の少ない工法を検討していくという方 針でございます。

その後ろのほうには、図面、平面図と工法のほうが少しありますので、基本的な考え方としま して、水路の改修でございますので、既存の間知ブロックの改修ですとか、石積みによる排水路 を整備いたします。以上でございます。

- O 議長 石川博己 これから質疑を行います。10番 座間味栄純議員。
- O 10番 座間味栄純 今の件ですけれども、工期が平成30年から34年、5カ年間かかるというのはちょっと長いような感じもしますが、5カ年間という根拠を説明願えますか。
- O 議長 石川博己 産業振興課長。
- O 産業振興課長 伊野波盛二 10番、座間味議員にご説明いたします。

工事期間の5カ年間の根拠といたしまして、今事業採択に向けて沖縄県とも調整しているところでございますが、やはり初年度は実施設計を、設計で1年間はかかります。あとの4年間というのは、これは国からの補助事業でやりますので、県の中で、その枠の中での事業配分ということになりますので、予算が多ければ短縮もできるんですが、やはり今、沖縄県内各市町村から上がってくる事業の中での配分になりますので、どうしても限られた予算の中での執行となりますと、4年間の工事はかかるということになっております。

O 議長 石川博己 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第65号 土地改良事業計画の概要についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第65号 土地改良事業計画の概要については、原案のと おり可決されました。

日程第2. 議案第66号 あらたに生じた土地の確認についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。建設課長。

O 建設課長 屋富祖良美 議案第66号についてご説明いたします。

あらたに生じた土地の確認についてということで、これは場所が本部港本部地区の旧本港地区 であります。本土航路が、今接岸している前出しの分であります。説明する前に、地方自治法の 第9条の5第1項の規定を説明したいと思います。第9条の5第1項、市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。ということで、今回、それで議案のほうで上げております。

3枚目をお願いします。薄いんですけれども、赤く塗られた箇所が今回のあらたに生じた土地 の確認図ということであります。公有埋め立て面積が2,999.76平方メートルとなっております。 説明は以上です。

- O 議長 石川博己 これから質疑を行います。12番 喜納政樹議員。
- O 12番 喜納政樹 1点だけお伺いします。

根本的なことなんですけれども、この説明の中で…、何で埋め立てるんですか。その理由をお 聞かせください。

- 〇 議長 石川博己 建設課長。
- O 建設課長 屋富祖良美 12番、喜納議員にご説明いたします。

埋め立て理由といたしましては、県のほうが工事はしているんですけれども、今回、クルーズ 船、あと船の大きさも、本土航路の船の大きさも大分変わってきているので、汽水関係もあるの で、それで今回工事をしております。

- O 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。
- O 12番 喜納政樹 最初にその説明もしてほしいですね。深さは何メートルまで、あれは何というか、掘るというか、水深ですね、やるのかとか。そういった細かい詳細を教えていただけますか。
- 〇 議長 石川博己 建設課長。
- O 建設課長 屋富祖良美 12番、喜納議員にご説明いたします。

水深なんですけれども、今440メートル、バースの延長があります。200メートルが9.5メートル、水深が。あと240メートルが7.5メートルとなっております。これは工事はもう完了している部分です。以上です。

- O 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。
- 12番 喜納政樹 それではこの埋め立てするところが水深9.5メートルなんですかね、ああ、7.5…。では大型クルーズ船が寄港してくるということで、バースの延長などもしておりますが、この9.5メートルで何トン級まで入るのか。じゃあ埋め立てしている箇所が7.5メートルというのは、そこに実際に来ている貨物船や、そういったものはそこにとめて、クルーズ船は少し前のほうに寄せるというような、そういった考えなのかというのをまたちょっと説明していただけますか。
- O 議長 石川博己 建設課長。
- O 建設課長 屋富祖良美 12番、喜納議員にご説明いたします。

9.5メートル汽水で15万トンの船が入る。現在、クルーズ船対応の9.5が200メートルしかない ということで、今回県のほうでバースの延長200メートル、現在委託を入れて進んでいるところ であります。この辺も、今その辺も詰めながらはやっています。多分、その辺になると思います。

O 議長 石川博己 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第66号 あらたに生じた土地の確認についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第66号 あらたに生じた土地の確認については、原案のとおり原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第67号 字の区域の変更についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。建設課長。

O 建設課長 屋富祖良美 議案第67号 字の区域の変更についてをご説明いたします。

先ほどの本部港本部地区旧本港地区と同じでありまして、これは地方自治法第260条第1項のご説明からしたいと思います。地方自治法第260条第1項、市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。ということで、今回の字の区域の変更となっております。これは崎本部のほうに面積が約2,999.76平方メートルの面積がふえるということで、今回の議案に上げております。以上です。

O 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第67号 字の区域の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第67号 字の区域の変更については、原案のとおり可決 されました。

日程第4. 議案第68号 本部町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。 本案について議案の説明を求めます。町税対策課長。

○ 町税対策課長 仲榮眞 修 議案第68号のご説明の前に、議案の文言に訂正がございます。 1ページをお願いいたします。3行目の右側の括弧内、同一世帯配偶者は誤りでありまして、同 一生計、「世帯」を「生計」になります。謝罪申し上げて、訂正のほうをお願いいたします。 改めまして、議案第68号をご説明いたします。1ページのほうは改め文になっております。2 ページのほうは新旧対照表になっておりまして、下線部分が改正箇所です。

3ページのほうをお願いいたします。今回の本部町税条例の主な改正概要をこちらでもってご 説明いたします。3項目の改正がございまして、1点目、町民税についてでございますけれども、 町民税の改正といたしまして、個人町民税の改正でございます。非課税範囲内の規定の整備とい うことで、条文中の名称変更で、控除対象配偶者から同一生計配偶者への変更でございます。今 回の改正に伴いまして、本部町のほうでは新たに120人程度の方が対象になります。続いて、2 項目め、2つ目につきまして、固定資産税の改正といたしまして、第1期の納期の変更でござい ます。下の参考、固定資産税、軽自動車税の納付月についての表をごらんください。固定資産税 は現在4月、7月、12月、2月の4回の分割になっておりまして、今回、第1期の納付月を5月 に変更提案をしております。理由等につきましては、来年度、平成30年度は3年に一度の固定資 産の評価を見直す年となっておりまして、5月が第1期の納期と特例でなっております。3年ご とに4月から5月になる第1期の納期の際に、毎回ですけれども、納税者の方から納付書の通知 が届いていない等の電話の問い合わせがかなりございまして、今回、この混乱の解消が目的と なっております。また、年度末の3月、年度初めの4月につきましては、各ご家庭で何かと物入 りの出費もかさむ月でもございますので、その面も考慮いたしております。続きまして、3点目 の軽自動車税の改正でございます。先ほどの固定資産税の納期の変更にあわせて、軽自動車税の 納期の時期を5月11日から5月1日に、10日間延長の提案をしております。理由等にいたしまし ては、今回の固定資産税の第1期の納期が5月になりますので、軽自動車税と固定資産税の第1 期を同月に納税いただくことになりますので、納期に対する家計等の負担等を少しでも分散させ るために、5月に入ればすぐに軽自動車税も納税できる環境整備が目的でございます。以上、議 案の説明を終わります。

- O 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番 具志堅正英議員。
- 7番 具志堅正英 この控除対象配偶者と同一生計配偶者の違いというのは何ですか。
- 〇 議長 石川博己 町税対策課長。
- 町税対策課長 仲榮眞 修 7番、具志堅議員に説明いたします。

控除対象配偶者というのは、法律用語になっておりまして、これまでの所得の扶養の範囲内を 103万円という形での区切りで控除対象配偶者という名称を使っておりまして、法律で。それが ですね、控除の見直しに伴って、もう少し控除の対象を広げようという観点から法律用語の変更 で同一生計配偶者という形で法律用語の変更の名称の変更になっております。以上です。

- O 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。
- 7番 具志堅正英 名称の変更だけで…、中身も違ってくるんですよね。
- O 議長 石川博己 町税対策課長。
- 町税対策課長 仲榮眞 修 7番、具志堅議員にご説明します。

中身のほうは、さっきの6月定例会におきまして、控除対象につきまして変更が生じております。具体的に申し上げますと、現在、所得割のほうになるんですけれども、非課税対象者の範囲

になっております、扶養配偶者等の範囲が先ほども申し上げたとおり、現行の103万円から141万円の収入のある配偶者までが今回改正の変更の対象に、改正の対象に所得割のほうでなっておりまして、そのときに今、同一生計配偶者という法律の改正用語がありましたので、それにあわせて均等割のほうも、先で所得割のほうの内容変更に伴って、今回均等割のほうは名称の変更という形で改正になっております。以上です。

7番、具志堅議員に補足説明いたします。今回の改正の中身については、中身の改正については変更はございません。所得割のほうの説明はしましたけれども、訂正します。均等割…、今回の改正に係る部分の内容の中身は変更はございません。

- O 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。
- **〇 7番 具志堅正英** 名称の変更だけで、対象者が120にふえたわけですか。わかりました。
- O 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第68号 本部町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第68号 本部町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第69号の説明をいたします。

職員の給与に関する条例の改正でございますが、今回は沖縄県人事委員会の勧告に基づいての 給与改定でございます。沖縄県人事委員会が行う給与の調査でございますが、こちらは毎年実施 しておりまして、実施いたします理由が民間の給与に公務員の給与も合わせるということで、こ れは地方公務員法で定められておりまして、その調査が終わったことに伴うものでございます。 今回は沖縄県内の企業、50人以上の企業を無作為で143事業所を抽出いたしまして、民間企業と 比較したところ、資料でもって説明します。

11ページをお願いいたします。今回は2点、1点目は給料表の改定と2点目に勤勉手当の改定、 勤勉手当というのはいわゆるボーナスに当たるものでございますが、民間と比較しまして若年層 で1,000円の差がありますと。それ以降の職について400円の給料の月額で差があるということで、 その引き上げに伴うものでございます。そして勤勉手当につきましては、民間等で一月の差があ るということで、0.1月分を引き上げるというものの改定でございます。影響額でございますが、 12ページをお願いいたします。給料表の改定でございますが、125人の職員中、全ての職員に該 当します。総額で156万2,453円の年間の増額でございまして、1 人当たりに直しますと1 万2,449円、年間給料が上がるということになります。勤勉手当につきましては、こちらも125人の職員の中全ての職員が対象になりました。334万7,270円の年間の増額、総額でございます。1 人当たりにつきましては、年間2 万6,778円の増額ということに、が影響額でございます。以上、説明を終わります。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第70号 平成29年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。 本案について議案の説明を求めます。総務課長。

O 総務課長 仲宗根 章 議案第70号の一般会計補正予算について説明をいたします。

2枚目を開けまして、お願いします。平成29年度本部町一般会計補正予算は次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ8億5,489万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ78億5,723万8,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。(繰越明許費)第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。(地方債の補正)第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

3ページをお願いします。第2表の繰越明許費でございますが、後ほど説明いたしますが、新 里第2団地の新築整備事業の採択を受けておりますので、こちらは平成30年度に繰越分というこ とで3億8,100万円余りを繰越明許費として計上しております。

詳細につきましては、事項別明細書で説明いたします。事項別明細書の歳出10ページ、11ページをお願いいたします。2款1項総務費の一般管理費でございます。11ページの右の中段あたりにございます委託料、ふるさと納税代行業務委託料1,348万9,000円の増でございますが、こちらはふるさと納税の年間の見込額、当初は6,000万円を見込んでおりましたが、11月末現在で5,000万円余りありまして、昨年の実績を比較しますと、約1,300万円程度ふえまして、8,800万円に上方、見込みを上げております。それに伴い、経費も1,300万円余りであるということで、その分の委託料の増額でございます。済みませんが、ピックアップして説明させていただきます。次、

その3つ下、負担金補助及び交付金でございますが、上地完文翁銅像建立事業補助金451万円、こちらは現在進めております沖縄空手の上地流開祖であります。上地完文氏、伊豆味出身でございます。その銅像建立が現在、委員会が立ち上がって進められておりますが、そのふるさと納税に入っている分が451万円ございますので、その451万円を補助として、その委員会にそのまま寄附があった分を流すということで計上しております。

続きまして、21ページをお願いいたします。中段あたり、繰出金といたしまして、国民健康保 険特別会計繰出金6,006万円、こちらは国保特別会計の医療給付等が当初見込みよりも、交付金 が当初見込みよりも減額となっておりまして、今回、基準外で約5,800万円、基準内でその差額 分を計上しているものでございます。その2つ下、介護保険広域連合負担金、こちらは平成28年 度実績の確定による支出でございます。精算するものでございます。25ページお願いいたします。 中段あたりに負担金補助及び交付金、法人保育園負担金5,298万3,000円、こちらは国の運用要綱 の改正により、処遇改善が加算されたことに伴い、その分の加算分と、民間の法人保育園の園児 が約70人増加したことに伴い措置しているものでございます。こちらは国が2分の1、県が4分 の1、町が4分の1の負担割合となっております。その2段下、放課後児童健全育成事業補助金 320万4,000円、こちらも国の基準が増額になったものでございまして、その分、放課後健全の分 もかさ上げしております。こちらは国、県、町、それぞれ3分の1の負担となっております。地 域子育て支援拠点事業補助金、2つ下でございますが、382万3,000円、こちらは今年度一括交付 金で実施しております本部ふれあい交流館でございますが、来年度は事業変更いたしまして、地 域子育て支援拠点事業として、また新たに補助事業の活用を行う予定でございます。その開所に 当たります整備事業といたしまして、施設の改修等の事業費が今回補助が認められまして計上し ているものでございます。こちら国、県、町、それぞれ3分の1の負担となっております。

29ページお願いいたします。中段の委託料、いっペーまーさんパインアップル強化事業委託料 129万8,000円、こちらはゴールドバレルなど、パインアップルの品種を普及させるための増殖用 の種苗を調達いたしまして、農家に配布する事業でございます。こちらは全額沖縄県の委託事業 でございまして、10分の10事業でございます。一番下の工事請負費、町内農道等維持修繕工事費 198万円、こちらは並里地内にありますヤマセンカ農道の一部が水路で侵食されておりまして、それが危険なため今回改修工事を行うものでございます。

37ページをお願いします。上段から4段目の町内道路維持修繕工事費111万7,000円、こちらは 具志堅区内にあります生活道の一部区間が、こちらも水路で侵食されまして、ガードレールの基 礎が崩落している部分がありますので、その危険箇所を修繕するものでございます。その下の委 託料、瀬底島一周線道路改築調査測量設計業務委託料1億2,000万円、石川謝花線も同じく調査 委託料5,434万円、その下、嘉津宇具志堅線の調査設計委託料6,445万6,000円、満名川線の調査 設計委託料4,461万4,000円、合計で2億8,341万円、こちらは北部振興策事業、北振事業でござ いますが、今回新たに採択されたものでございます。今年は測量の調査に入ることになっており ます。ちなみに瀬底島一周線は今年から平成33年度までの事業でありまして、総延長3,584メー トル、石川謝花線は今年度から平成33年度まで1,288メートル…。

〇 議長 石川博己 休憩します。

休 憩 (午前10時42分)

再開します。

再 開 (午前10時42分)

総務課長。

〇 総務課長 仲宗根 章 嘉津宇具志堅線、こちらも平成29年度から33年度まで1,770メートル、満名川線は今年度から32年度まで1,300メートルの工事を北振事業で採択を受けまして、着工していくことになっております。43ページをお願いいたします。下段のほうですが、役務費で建築確認手数料122万8,000円、委託料で新里第2団地新築工事調査測量設計等業務委託料6,161万9,000円、あと工事関係で3億1,494万円、駐車場の工事関係で401万6,000円、こちらは繰越明許費でも計上させておりますが、こちらも北部振興事業で採択を受けたものでございまして、新里に第2団地を建設するものでございます。現在、公営住宅は14団地170戸整備されておりますが、近年、入居の待機者が増加しております。今回、新里に2階建て8戸の2棟、計16戸の団地の建築を予定しています。あわせまして16台分の駐車場を建築するものでございます。

歳出の最後、49ページです。真ん中、県外・県内離島派遣費補助金297万6,000円、こちらは本部小学校の吹奏楽部が10月に行われた鹿児島での九州、沖縄で選ばれました九州の大会に出場しております。その九州大会においても上位に入賞いたしまして、2月に行われる全国大会、東京で行われますが、そこにも派遣が決まりまして、その九州の分と東京の分、2回の派遣分297万6,000円を計上させていただいております。

続きまして、歳入も大まかに説明させていただきます。事項別明細書の2ページ、3ページ、町税の一番上の法人所得割1,425万5,000円の収入増でございますが、こちらは町内に事業所を置く法人1社でございますが、土地の売買益により法人所得割が増額になった分でございます。その下、たばこ税872万3,000円の減でございますが、こちらは電子たばこ、そして加熱式たばこの普及に伴い、従来のたばこの売り上げが減少しているための補正減でございます。その下、入湯税246万8,000円の増額、こちらは1人当たり150円の税の課税がございますが、約1万6,000人伸びる見込みでありまして、その1万6,000人の伸びる分の税額を今回補正増で行っております。

その下の普通交付税、こちらは今回、裏負担分と町が負担する分の歳出の割り当てとして地方 交付税を充てております。負担金補助金等は、先ほど歳出で説明しました町の負担分を計上して いるものでございます。以上、終わります。

- O 議長 石川博己 これから質疑を行います。13番 宮城達彦議員。
- O 13番 宮城達彦 1点だけ伺います。

7ページ、教育債、瀬底小学校校舎の6,450万円、その減の理由は何ですか。

- 〇 議長 石川博己 総務課長。
- 総務課長 仲宗根 章 13番、宮城議員にご説明いたします。

6ページ、7ページの教育債、今回6,450万円減額しております。こちらは国の補助金が平米 単価で決まっておりまして、その単価が引き上げになりました。よって、起債を充てまして、建 築予定でございましたが、補助金が引き上げになったことに伴い起債する必要がなくなった分、 今回6,400万円減額しております。以上です。

- O 議長 石川博己 13番 宮城達彦議員。
- O 13番 宮城達彦 じゃあ、これはあくまでも国からの平米単価ということで、その建築の変更とかそれは全くなしですか。建築の変更とかありますか。
- O 議長 石川博己 教育委員会事務局長。
- O 教育委員会事務局長 上原正史 13番、宮城議員に説明いたします。

建築単価の変更でありまして、建設予定のものもあります。要するに建築変更とかはありません。単価の変更であります。

- O 議長 石川博己 ほかに質疑ございませんか。12番 喜納政樹議員。
- 12番 喜納政樹 1点だけお伺いします。

11ページ、総務費の企画費、負担金補助及び交付金、離島航路特別対策補助金、額は31万2,000円のマイナス補正、額は小さいんですけれども、これは離島航路、いわゆる水納島への高速船の赤字補塡分の費用だったと思いますが、それがマイナスされているということは収支はどうなっているのか、黒字だからマイナスされていると思うんですけれども、そこら辺の収支、もしここで言えるのであれば。当初予算の説明書の中にも大まかには収入費用損失と書いてありますが、これがどういうふうに変わったのか説明してもらえますか。

- 〇 議長 石川博己 企画政策課長。
- 企画政策課長 安里孝夫 12番、喜納議員にご説明いたします。

離島航路特別対策補助金の減についてですけれども、過去の収益、収支に基づいて当初予算を計上しておりました。それに基づいて31万2,000円を計上していたんですけれども、昨年の実績として、昨年新造船が7月から走っているんですけれども、それと観光客の増等に伴って去年の収支自体は5,000万円の黒字となっております。それについては、過去に累積赤字等がありますので、それに充てながら運営していくということで報告を受けております。以上です。

- O 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。
- O 12番 喜納政樹 それでは、これ過去の実績ということになると、じゃあ今年度、いわゆる 黒字経営だったと。補正も赤字補塡もないのでマイナスしたと。次年度以降は、この部分の補助 金はなくなるということなのか…、なくなるというか、この予算上、予算に計上しないのか。と いうことになるのかなと思うんですけれども、そこら辺どうですか。
- O 議長 石川博己 企画政策課長。
- O 企画政策課長 安里孝夫 12番、喜納議員にご説明いたします。

来年度以降の話、今、ご質疑されているんですけれども、来年度についてはことしの収支の中で、ことしも黒字化になっていますので、来年度も予算は計上しないことになっております。再来年以降については、毎年変動するものですから、その時々の状況に応じてまた予算の確保はしていきたいと考えております。以上です。

- O 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。
- O 12番 喜納政樹 これまで生活航路だった水納島の高速船、そして観光客が約7万人から8万人来るということで黒字になった。その部分の観光客がふえた部分、おかげというのはちょっと言い方があれかもしれないんですけれども、それで我々が補塡していた部分もなくなったということは、私はとてもいいことだと思います。これは要するに観光客の増加、我々予算に関しても出ていくものが減ったということは喜ばしいことだと思います。今後、観光客はふえ続け、特にまた水納島の高速船の部分も来年、次年度以降もふえるのではないかという予測が出ているという中で、これを維持していくには、やはりあの一帯の環境整備というのは、これは喫緊だと私は思います。観光客がふえればレンタカーもふえる。その対策をどうしていくのかというのは、また次年度以降、しっかり考えないといけないと思っております。なので、そういった意味も含めまして、次年度以降、観光に向けて、これで予算にも影響してくるようになっていますので、最後に町長のご見解を賜りたいと思っております。
- 〇 議長 石川博己 町長。
- O 町長 高良文雄 お答えします。

これは、きょうの質疑は補正予算の分でございますが、議員の言われるように、いわゆる船着き場の谷茶のほうの駐車場だとか、観光客への対応、一部せんだって、何台だったか、課長が駐車場をふやした。16台…、16台分は少ないんですが、確保したところでありまして、今後そういった意味で駐車場を何とか工夫をして観光客への対応、あるいはまた地域住民に対して、生活環境の保全という意味でも何とか今後対応、対策をしていかないといけないなと思っておりますので、その辺はまた関係者等も含めて、ご相談、検討をさせてください。

O 議長 石川博己 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第70号 平成29年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第70号 平成29年度本部町一般会計補正予算については、 原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第71号 平成29年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案についての議案の説明を求めます。保険予防課長。

○ 保険予防課長 崎原 誠 さきに提案いたしました議案第71号について説明いたします。

表紙をめくりまして、次のページをお開きください。平成29年度本部町国民健康保険特別会計 補正予算。平成29年度本部町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳 入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ271万5,000円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億4,390万円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項 の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」 による。平成29年12月12日、本部町長 高良文雄。

3枚めくりまして、1ページ、歳入歳出予算事項別明細書をごらんください。主な増減について説明いたします。上の表、歳入につきましては、1款国民健康保険税、5款療養給付費交付金、13款諸収入の減額補正を補填するため、11款繰入金のほうで6,006万円の増額補正となっております。なお、6,006万円の繰入金のうち5,837万4,000円につきましては、基準外での繰り入れをお願いしております。5款療養給付費交付金につきましては、今年度の退職被保険者等医療費交付金の交付決定通知に基づきまして減額をしております。また13款諸収入につきましては、歳入欠陥補填収入の減額となっております。

続きまして、下の表、歳出につきましては、1款総務費が給与改定等に伴う各経費の増額のほか、国民健康保険制度改正に伴う国保連合会との新システム連携によります委託料及び備品購入費に伴う増額となっております。説明を終わります。

- 議長 石川博己 これから質疑を行います。12番 喜納政樹議員。
- O 12番 喜納政樹 2点お伺いします。

2ページ、歳入、療養給付費交付金3,300万円マイナス、減額補正されているんですが、今の説明で退職被保険者の部分での影響があるようなこと言っておりましたが、その要因、原因をもう少し説明していただきたいのと。基準外繰り入れが今回5,800万円余の部分が、一般会計から基準外繰り入れされていると。この基準外繰り入れに関しましては、過去、これまでも、やはり国保会計の健全化という意味で一般会計から基準外の繰り入れはされてきたということがございます。その中で実際、これまで過去は1億円以上の部分の基準外繰り入れもありました。実際に本町以外、近隣市町村は被保険者、それが類似するような他町村でどのぐらいの基準外繰り入れがあるのか、本町の部分と比べてどの程度あるのかという、この2点をお伺いします。

- O 議長 石川博己 保険予防課長。
- 保険予防課長 崎原 誠 12番、喜納議員に説明いたします。

まず1点目の退職被保険者等医療費交付金の減額の要因につきましては、退職医療費につきましては…、療養給付費交付金につきましては、制度廃止に伴いまして、平成27年度からは新規の被保険者はおりません。毎年、減少傾向にありますが、昨年度、対象者117人に対しまして、今年度64名45%の減少となっております。まず、その対象者の減が1点目は農業委員だと考えております。もう一つの要因といたしましては、退職医療を受けている方の中で高額医療費、がんの治療ですとか糖尿病の方がいらっしゃいますが、65歳の年齢到達に伴って、その高額の医療費の方が退職医療から一般の医療のほうに移っていますので、それもまた1つの要因だと考えております。2点目の基準外の、本部町以外の他市町村の状況ですが、被保険者数の同規模程度の市町村につきまして、平成27年度の実績になりますが、金武町のほうで、済みません、平成27年度の

本部町の基準外繰り入れが8,000万円となっております。同規模程度の市町村、金武町のほうで 1億1,200万円程度、あと嘉手納町のほうで 1億2,800万円ほど、あとは与那原町に関しましては 1億9,500万円程度となっております。

- O 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。
- O 12番 喜納政樹 この療養給付費交付金の要因を今言われた、予想していた数よりも減った ということだと思うんですが、先ほどありました、退職被保険者、その部分の方々が、実際にも う一般の国保のほうに上がったと考えたらいいですか。それがじゃあ、結局その部分が減ったと いう考えでよろしいですか。
- O 議長 石川博己 保険予防課長。
- 保険予防課長 崎原 誠 12番、喜納議員に説明いたします。

議員おっしゃるとおり、退職から一般のほうに移ったことによるものとなっております。先ほども説明しましたとおり、退職被保険者制度につきましては、制度廃止に伴い、平成27年度以降は新規の加入はありませんので、現在の加入者が年齢到達する間は減少していくこととなります。

- O 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。
- 12番 喜納政樹 これからやはり国保の部分は、次年度以降、制度の改正や新たな形になっていくかと思います。その中で、これまで基準外繰り入れを繰り返しながら国保会計の赤字を減らして黒字化になってきたというものもございますが、次年度以降、新たにまた形が変わる中で、今後この国保会計というのはどうなっていくのか、どのように本町としては国保の健全化を考えているのかというのを、最後に町長の見解を伺いたいんですが。
- 〇 議長 石川博己 町長。
- O 町長 高良文雄 お答えします。

議員言われるとおり、来年から県単一の国保制度に変わりまして、また具体的にその保険料とか、どういった、市町村は担当事務、仕分けだとか、その辺は来年1月ごろ、はっきり示してくるようでございまして、その辺はまだ何というか、これからの作業の中で市町村としてどういった事務が出てくるのかということは来月以降になりますが、いずれにしても単一化でメリットは出てくるのかと思っておりますが、まだ具体的なことは申し上げられません。ただいずれにしても、我々町民のいわゆる国民健康保険事業というのは主体的に取り組んでいくのは当然でありまして、まずはあれですね、医療費を減らす、これに尽きるわけです、何と言ってもですね。ですから健康診断を早目に受けましょうだとかというようなこと等、町民ぐるみで健康に対する取り組みをしっかりやっていかなければいけないなとか、細かいことを言えばいっぱいありますが、医療費の県民、いわゆる各市町村に比べて本部町の場合には1人当たりの医療費が高いんですよね。10番以内にいつも入っておりまして、それをまず、医療費を減らすということであります。そういった取り組みを今後ともしっかりとやっていかないと、どうしても国保の健全化にはつながらないわけでございまして、幸いにしてこれまで7億円、8億円ぐらいあった赤字が何とか議会の皆さんの協力も得まして、いわゆる法定外の繰り入れを認めていただいて今日まで来ている

わけです。今年度も、実は7,000万円ぐらいの健全化の中では繰り入れ予定だったんですが、今回5,800万円お願いしているところでありますが、何とか法定外を減らして、法定外が必要ないような取り組みを今後進めてまいりたいと考えております。

O 議長 石川博己 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第71号 平成29年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第71号 平成29年度本部町国民健康保険特別会計補正予 算については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第72号 平成29年度本部町水道事業会計補正予算についてを議題とします。 本案についての議案の説明を求めます。公営企業課長。

○ 公営企業課長 宮城 忠 さきに提案しました議案第72号についてご説明いたします。

1ページをお開きください。収益的収入及び支出の補正は、収入の第2項営業外費用に、補正予定額、99万4,000円を補正し、合計5億301万3,000円。支出の営業費用に補正予定額、158万7,000円、特別損失に補正予定額、3万円を補正し、合計4億9,538万2,000円。資本的収入及び支出の補正は、支出の建設改良費に補正予定額、367万円を補正し、合計1億1,062万1,000円でございます。次に議会の議決を経なければ流用できない経費、第4条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合には、議会の議決を経なければならない。1、職員給与費、4,591万4,000円となっております。

大きな補正としましては、10ページの次のページの実施計画の1ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入の補正予定額99万4,000円については、満名川、岸本そばの後ろ側において、沖縄県企業局が取水をしておりますが、その企業局が水源を有する市町村に対し、保全活動等への補助金100%補助、上限100万円を実施しております。今回、本部町から満名川沿い、山川酒造から本部小学校までの草刈り清掃活動を応募したところ、先月採択されましたので、その予算を計上しております。

次に5ページをお願いします。資本的収入及び支出の支出の補正予定額367万円については、近年大嘉陽地区、特にベルビーチゴルフ場から国道449号におりる道沿いの建築が増加し、辺名地ポンプ場の能力では足りなくなってきている状況であります。そこで来年度、辺名地ポンプ場の能力を増強する工事のために設計業務を発注するための予算を計上しております。以上で説明を終わります。

O 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第72号 平成29年度本部町水道事業会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第72号 平成29年度本部町水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第73号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についての議案の説明を求めます。建設課長。

O 建設課長 屋富祖良美 議案第73号についてご説明いたします。

議案は、八重岳桜の森公園遊具設置工事であります。3枚目のA3版をごらんください。計画 平面図が載っております。ちょうど真ん中のほうの右、児童用複合遊具1基、あと左側に幼児用 複合遊具1基、その上にすべり台、あと斜面遊具1基ということで今回工事をいたします。右、 一番下に小さい遊び場の安全サイン、遊ぶ際の安全サインを今回設置していきたいと思います。 あとグリーンで色を塗られた箇所が張芝復旧工事となっております。以上です。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第73号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第73号 工事請負契約の締結については、原案のとおり 可決されました。

日程第10. 意見書第2号 在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書についてを 議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。14番 崎浜秀進議員。

〇 14番 崎浜秀進 意見書第2号、平成29年12月15日。本部町議会議長 石川博己殿。提出者、本部町議会議員 崎浜秀進。賛成者、本部町議会議員 座間味栄純。賛成者、本部町議会議員 喜納政樹。在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書。上記の意見書を、別紙のとおり本部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書。この内容については、皆さんにお配りしているとおりですので、文面は割愛させていただきます。

宛先、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣、外務

省沖縄特命全権大使、沖縄防衛局長。以上であります。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから意見書第2号 在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書についてを採 決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって意見書第2号 在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 決議第7号 在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議についてを 議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。14番 崎浜秀進議員。

〇 14番 崎浜秀進 決議第7号、平成29年12月15日。本部町議会議長 石川博己殿。提出者、本部町議会議員 崎浜秀進。賛成者、本部町議会議員 座間味栄純。賛成者、本部町議会議員 喜納政樹。在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議。上記の決議を、別紙のとおり本部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

これについても皆さんにお配りしているとおりでございます。ごらんになってください。

そして宛先、駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調査官、第3海兵遠征軍司令官、在沖米国総領事。以上であります。

O 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから決議第7号 在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって決議第7号 在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 決議第8号 ルールを守る安全運転と飲酒運転根絶宣言決議についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。9番 具志堅 勉議員。

O 9番 具志堅 勉 決議第8号、平成29年12月15日。本部町議会議長 石川博己殿。提出者、

本部町議会議員 具志堅 勉。賛成者、本部町議会議員 真部卓也、崎浜秀昭、比嘉由具、小橋川 健、伊良波 勤、具志堅正英、仲宗根須磨子、座間味栄純、松川秀清、喜納政樹、宮城達彦、崎浜秀進。以上、12名の賛成者でございます。ルールを守る安全運転と飲酒運転根絶宣言決議。上記の決議を、別紙のとおり本部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

あとは、お目通しよろしくお願いします。割愛させていただきます。以上です。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。議員全員の提出ですので質疑はないと思います。 割愛します。

討論を省略します。

これから決議第8号 ルールを守る安全運転と飲酒運転根絶宣言決議についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって決議第8号 ルールを守る安全運転と飲酒運転根絶宣言決議 については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 決議第9号 議員派遣の件を議題とします。

派遣のことについては、皆さんにお配りされていることと思います。

お諮りします。本案は、別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって決議第9号 議員派遣の件は、別紙のとおり可決されました。 日程第14. 意見書第3号 米軍CH53E大型輸送ヘリからの窓落下事故に関する意見書を議題 とします。

本案について提出者の説明を求めます。14番 崎浜秀進議員。

〇 14番 崎浜秀進 意見書第3号、平成29年12月15日。本部町議会議長 石川博己殿。提出者、本部町議会議員 崎浜秀進。賛成者、本部町議会議員 喜納政樹。賛成者、本部町議会議員 座間味栄純。米軍CH53E大型輸送ヘリからの窓落下事故に関する意見書。上記の意見書を、別紙のとおり本部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

米軍CH53E大型輸送ヘリからの窓落下事故に関する意見書。平成29年12月13日午前10時8分ごろ、米軍普天間飛行場に隣接する宜野湾市立普天間第二小学校の運動場に、米軍普天間飛行場所属のCH53E大型輸送ヘリの操縦席側の窓が落下し、体育の授業中であった小学校4年生の男児が怪我をする重大事故が発生した。

事故発生当時、小学2年生と4年生の児童が体育の授業中で、多くの児童が運動場に居る中、 一歩間違えば人命に関わる深刻な事故であり、児童や保護者、学校関係者に与えた衝撃は計り知れない。

本部町議会は、これまでも米軍人・軍属等による事件事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防 止を徹底するよう米軍をはじめ関係機関に強く申し入れてきたところである。 今年に入って米軍普天間飛行場所属のヘリに関する事故は多く、久米島での同型ヘリの緊急着陸、東村高江民間地での炎上事故、同飛行場所属のオスプレイが伊江村、奄美大島への緊急着陸等、事故が起きるたびに日米両政府に対し、原因究明と再発防止を求めているが、今回の事故も、米軍のずさんな安全管理体制と横暴さが招いたと言わざるを得ない。

本部町議会としても、県民の生命・財産を守る立場から、相次ぐ事故やトラブル等に対し、厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記、1、被害を受けた児童や保護者、学校関係者に速やかに謝罪をすること。2、事故原因を 徹底究明し、速やかに公表するとともに、公表されるまでの間の飛行を停止すること。3、実効 性のある再発防止策を講じ、実施状況を明らかにすること。4、普天間飛行場の1日も早い閉鎖 返還と5年以内の運用停止を実現すること。5、日米地位協定を抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年12月15日、沖縄県国頭郡本 部町議会。

宛先、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣、外務 省沖縄特命全権大使、沖縄防衛局長。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから意見書第3号 米軍CH53E大型輸送ヘリからの窓落下事故に関する意見書について を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって意見書第3号 米軍CH53E大型輸送ヘリからの窓落下事故に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 決議第10号 米軍CH53E大型輸送ヘリからの窓落下事故に関する抗議決議を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。14番 崎浜秀進議員。

〇 14番 崎浜秀進 決議第10号、平成29年12月15日。本部町議会議長 石川博己殿。提出者、本部町議会議員 崎浜秀進。賛成者、本部町議会議員 喜納政樹。賛成者、本部町議会議員 座間味栄純。米軍CH53E大型輸送ヘリからの窓落下事故に関する抗議決議。上記の決議を、別紙のとおり本部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

米軍CH53E大型輸送ヘリからの窓落下事故に関する抗議決議。この内容については、さきの 意見書と同じですので省略いたします。

それでは宛先、駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調査官、第3海兵遠征軍司令官、在沖米国総領事。以上であります。

O 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから決議第10号 米軍CH53E大型輸送ヘリからの窓落下事故に関する抗議決議について を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって決議第10号 米軍CH53E大型輸送ヘリからの窓落下事故に 関する抗議決議は、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第8回本部町議会 定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その 他の整理を議長に一任することに決定しました。

本定例会に付された事件は、全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年第8回本部町議会定例会を閉会します。

閉 会(午前11時40分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

本部町議会議長 石 川 博 己

本部町議会議員 座間味 栄 純

本部町議会議員 松 川 秀 清